

「高等教育の修学支援新制度」の採用者となった場合について

国が実施する「高等教育の修学支援新制度（以下、新制度という）」の採用者となった場合、「自由の学府」奨学金の支給時期（春学期6月・秋学期12月）に、新制度の支援区分を確認して支給金額を決定します。ただし、入学後の2025年4月以降に新制度へ申請した場合等により、「自由の学府」奨学金の支給時期に支援区分が確定していない場合、「自由の学府」奨学金の支給時期が1か月程度遅くなる場合があります。詳細は、該当者に通知します。

高等教育の修学支援新制度との併給制限について（2025年度予定）

新制度の支援区分	「自由の学府」奨学金
第Ⅰ区分	支給なし
第Ⅱ区分	支給なし
第Ⅲ区分	新制度で採用された通学形態と所属学部に応じて、「支給なし」または「減額支給」（下記は減額後の支給年額）
	文系学部（自宅通学） 10万円
	文系学部（自宅外通学） 支給なし
	理学部（自宅通学） 30万円
	理学部（自宅外通学） 15万円
第Ⅳ区分 （多子世帯を除く）	理学部（自宅通学） 45万円 理学部（自宅外通学） 45万円
多子世帯 （すべての区分）	支給なし

※新制度の内容に変更が生じた場合、「自由の学府」奨学金の併給条件等にも変更が生じることがあります。

※「減額支給」に該当する場合、減額後の支給年額を分割して支給します。

※「支給なし」に該当する場合、支給はありません。

※新制度は毎年秋（10月頃）に、支援区分の見直しが行われます。その結果によって、「自由の学府」奨学金については以下のような受給例が考えられます。

（受給例）文系学部・自宅通学、支援区分の見直しによって支援区分が変わらなかった場合

	2025年度 春学期	2025年度 秋学期
新制度の支援区分	第Ⅰ区分	第Ⅰ区分
自由の学府奨学金	支給なし	支給なし

（受給例）文系学部・自宅通学、支援区分の見直しによって支援区分が変わった場合

	2025年度 春学期	2025年度 秋学期
新制度の支援区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
自由の学府奨学金	支給なし	減額支給（5万円）

※新制度との併給制限により「支給なし」に該当する場合であっても、「自由の学府」奨学金の継続申請（毎年12月頃）を行い審査の結果採用となれば、次年度も「自由の学府」奨学金の採用者として受給権を確保することができます（その後の支援区分の見直しにより新制度が支給されなくなった場合、「自由の学府」奨学金が支給されます）。